渉權なりや。更に又彼等の得たる一切委任制度なるものが、果して眞の團體交渉權の一形式なりや。

團體交渉とは何ぞや

福田德三博士の定義に依れば

『勞働協約（博士は團體交渉の事を斯ういつてゐる）とは、雇主と勞働者とが、各自任意に團體を組織し、その組織の下に、勞働雇傭關係に關し一般共通の條件を協定して、個々の勞働協約の基礎となすの意見を公表する集合的約束をいふ』

といふのである。つまり雇主の團體と勞働者の團體とが互に協議して、標準賃銀率、雇傭條件其他を協定して置くので、各勞働者は、その協約の範圍内に於て、雇主との間に夫々個別契約を結ぶのである。故に雇主の實力が如何に強くとも、其協約の最低限以下に下す事は出來ず、又反對に、勞働者が如何に强調しても、其最高限（之を定めない場合もある）以上に上す事は出來ない。勞資相互の駆引も、此の協約の認めた範圍外に出る事を許されないのだ（社會主義者は此點について團體交渉に反對してゐる。）

雇主、雇主團體對勞働團體

尤も、右の定義に依れば團體交渉をなすものは、資本家の團體と勞働者の團體とであるが、實際に於ては必ずしも然うとは限らない。即ち勞働者側は是非多數團結の力に依つて、資本家と對立する必要はあるが、資本家側は必ずしも夫れを必要としない。關一博士は明かに此點を認めて、團體交渉を左の如く定義して居る。

『集合協約（博士は團體交渉を斯う呼んで居る）のその主なる特質は、一方